

岐阜県公報

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し
 道路の区域変更
 保安林の指定解除予定

(税 務 課) 八〇三
 (道 路 維 持 課) 八〇三
 (可 茂 農 林 事 務 所) 八〇四

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等
 土地改良事業の工事の完了
 公共測量の実施
 落札者等に関する公示
 土地改良区役員の退任及び就任

(商 業 流 通 課) 八〇四
 (農 地 計 画 課) 八〇六
 (同) () 八〇六
 (用 地 課) 八〇六
 (特 別 支 援 教 育 課) 八〇七
 (中 濃 農 林 事 務 所) 八〇七

告 示

岐阜県告示第六百七十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称 | 代表者氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取 消 年 月 日 |
|------------|-------|-----------------|------------|
| 合資会社片山寛一商店 | 片山嘉藏 | 大垣市藤江町六丁目二番地 | 平成一九・一〇・三一 |

岐阜県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
|-------|-----|-----|--------|-------------|----------|----|
| | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|-------|---|---|---|------|------|-----------------------|
| 一般国道 | 百五十七号 | 岐阜市神田町九丁目四番地先から 同市橋本町官有無番地 先(岐阜市橋本町一丁目一〇番八)まで | 後 | 前 | 二〇〇〇 | 二二〇〇 | 一般国道 四十二号 用号と重八 |
|------|-------|---|---|---|------|------|-----------------------|

岐阜県告示第六百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|-------|--------------|--|-------------|-------------------|-------------------|----|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 区域変更 別前後 | 敷地の幅 員(メートル) | 延長 員(メートル) | 備考 |
| 県道 | 春日井線 各務原線 | 各務原市鷺沼南町五丁目 四〇番地先から 同市同 一三六番地先まで 六丁目 | 後 | 三〇〇 三〇〇 二五〇 | 二四〇 二四〇 一四〇 | |

岐阜県告示第六百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|-------|-------------|---|-------------|-----------------|-------------------|----|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 区域変更 別前後 | 敷地の幅 員(メートル) | 延長 員(メートル) | 備考 |
| 県道 | 中野方線 七宗線 | 加茂郡八百津町潮見字宮 袖九一番七地先から 同郡同町同字同 九一番二地先まで | 後 | 三〇 三〇 二〇 | 四九〇 四九〇 四九〇 | |

岐阜県告示第六百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
可児市今字唐沢九七二の一五
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十一月十六日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

シティプラザ多治見

多治見市住吉町三丁目十九番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十一月十六日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ゲンキー関下有知店

関市下有知今宮一六六二番地一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十一月十六日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

スーパー三心 足近店

羽島市足近町五丁目五七七番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十一月十六日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

西友 桜ヶ丘店

可児市桜ヶ丘六丁目七四 三番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十一月十六日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

開放倉庫 本巢店

本巢市三橋五丁目二八番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年十一月十六日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）パロー養老ショッピングセンター

養老郡養老町高田字元屋敷二二四九 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を恵那市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | |
|----------|----------|--------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
| 飯地地区 | 恵那市飯地揭示場 | 平成一九・一一・一六から 同二二・一七まで |

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | |
|------------|----------|-----------|
| 事業の種類 | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日 |
| 県営ため池等整備事業 | 西坂地区 | 平成一九・九・二〇 |

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり

公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量（地盤変動調査））

三 作業期間

平成十九年十月二十五日から

同二十年三月十四日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品等の名称及び数量

(1) 大型コンスレッツ低床スロープ付バス 1台

(2) 中型コンスレッツ低床スロープ付バス 1台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年8月17日

4 落札者を決定した日 平成19年9月28日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜県安八郡安八町牧4522番地の1

岐阜日野自動車株式会社

代表取締役 田口 隆男

6 総額 32,000,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局特別支援教育課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏名 住居 所

川右岸用水地改良区 平成一九・〇・三 理事 後藤 昭夫 岐阜県関市仲町 一一番四五号

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏名 住居 所

川右岸用水地改良区 平成一九・〇・三 理事 尾藤 義昭 岐阜県関市長住町 一番地

平成十九年十一月十六日印刷
平成十九年十一月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜尾文芸社